

# 令和6年度概算要求 主要事項の概要

文部科学省

大臣官房国際課・国際統括官付

# 目 次

## 教育・文化・スポーツ・科学技術の分野での国際交流の振興及び 国際協力の推進並びにユネスコ活動の振興

- (1) 高度外国人材子弟の教育環境の整備 . . . . . 1
- (2) 外国人学校における保健衛生環境整備事業 . . . . . 2
- (3) 国際バカロレアの推進 . . . . . 2
- (4) 新時代の教育のための国際協働 . . . . . 3
- (5) 日本型教育の戦略的海外展開 (EDU-Port ニッポン 2.0) . . . 4
- (6) OECD 事業への協力 . . . . . 4
- (7) 国連大学事業への協力 . . . . . 5
- (8) 国内外におけるユネスコ活動の推進 . . . . . 6

## 教育・文化・スポーツ・科学技術の分野での国際交流の振興及び 国際協力の推進並びにユネスコ活動の振興

政府全体の外交方針に従い重点国との間で教育・文化・スポーツ・科学技術の分野での国際交流政策の企画・立案・推進を行うほか、国際協力を推進し、また、ユネスコ活動の振興政策の企画・立案・推進に取り組む。同時に、外国人に対する教育の振興に関する基本的な政策の企画・立案に取り組む。

### (1) 高度外国人材子弟の教育環境の整備

205 百万円(新規)

高度外国人材の呼び込みは、イノベーション創出や地域経済の活性化等の観点から我が国において大きな政策課題となっている。他方、それらの外国人材が日本での勤務を行う際に、その子弟に魅力的な教育環境が整備されていることを求める傾向にあることが明らかになってきている。

これを受け、今後、全国の自治体や学校等へ横展開することを目指し、高度外国人材にとっての魅力的な教育環境となるモデル創出を行う。また、高度外国人材の子弟の教育環境となっている一条校、各種学校、無認可のインターナショナルスクールや大学に関する情報の収集・発信を行う。

#### ◆高度外国人材子弟の教育環境整備に係る調査研究事業 120 百万円(新規)

高度外国人材にとって魅力的な教育環境整備を行っている自治体、学校やインターナショナルスクール等により、横展開が可能なモデルを創出する。

#### ◆高度外国人材の子弟を受け入れている学校等や大学の情報の収集・発信

##### ・高度外国人材子弟受け入れ先及び好事例の収集・整理 40 百万円(新規)

高度外国人材子弟を受け入れている学校等(国際バカロレア等の国際認証を受けているインターナショナルスクールや、教育課程特例によるイメージ教育等の実施により外国人子弟を多く受け入れている学校など)の運営に係る課題や好事例等の把握のための調査を行う。

##### ・高度外国人材の子弟の進学先となり得る国内大学の情報の収集・発信

40 百万円(新規)

近年、インターナショナルスクール卒業生が英語で授業を行う国内大学への進学を志向する傾向が高まっていることを踏まえ、英語で学ぶことができるなど、高度外国人材の子弟の進学先となっている国内大学の学科・コース等の情報を収集・発信する。

## (2) 外国人学校における保健衛生環境整備事業

24 百万円

(前年度予算額 26 百万円)

我が国に在留する外国人の子供の数は増加傾向にあり、これら外国人の子供の一部はいわゆる外国人学校において学んでいる。他方、外国人学校の多くは各種学校又は認可外施設であり、保健衛生に係る一条校向けの基準は適用されない。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、外国人学校における保健衛生環境の向上に向けた取組を進めることが求められるようになった。

これを受け、我が国に在留する全ての子供の健康の確保や外国人との共生社会の実現、国民の安全といった観点から、外国人学校に対して適切な情報発信を行うとともに相談体制を整えることにより、外国人学校における保健衛生環境の向上を図る。

### ◆外国人学校プラットフォーム事業

22 百万円(22 百万円)

外国人学校における保健衛生対策を促進するため、外国人学校等に向けたメールマガジンの発行、ホームページやSNS等を通じた情報発信を行うとともに、ウェブや電話等による外国人学校や地方自治体等に対する全国的な相談窓口の運用等を行う。

### (参考) 日本語教育・外国人児童生徒等への教育等の充実 3,638 百万円(2,692 百万円)

※総合教育政策局、初等中等教育局等の予算とともに、官房国際課の2事業の予算(合計229 百万円)を計上。

日本語指導が必要な児童生徒や国内の日本語学習者が大幅に増加していること、高度人材向けの新たな在留資格の創設や特定技能の対象分野拡大が実施・予定されており、在留外国人の更なる増加が見込まれること等を背景として、外国人の受入れ拡大に向け、外国人が教育・就労・生活の場で円滑にコミュニケーションを図り、日本人とともに学び、生活できる環境の整備のため、日本語教育・外国人児童生徒等に向けた教育等の充実を図る。

- ◆外国人等に対する日本語教育の推進 2,077 百万円(1,395 百万円)
- ◆外国人児童生徒等への教育等の充実 1,562 百万円(1,297 百万円)
- ・学校等における日本語指導体制等の充実や外国人の子供の就学促進等  
(高度外国人材子弟の教育環境の整備(205 百万円)及び外国人学校における保健衛生環境整備事業(24 百万円)を含む)

## (3) 国際バカロレアの推進

110 百万円

(前年度予算額 110 百万円)

国際バカロレア (IB) は、グローバル人材を育成する国際的教育プログラムであり、我が国は 1979 年より国際バカロレア機構に拠出している。近年、政府として、IB 認定校等を 200 校以上にする目標を各種政策文書で掲げ、国内で

の普及に取り組んできた結果、2023年3月時点で207校が認定校等となり目標を達成した（2023年6月現在211校）。

これを受け、「国際バカロレアの普及促進に向けた検討に係る有識者会議」（2022年度実施）の報告も踏まえ、IB導入の効果等を可視化するための調査研究や好事例等の収集を今年度開始しており、その成果を、来年度以降、広く発信することで、自治体・学校・大学等でのIBの導入や活用の検討を促す。

**◆国内推進体制の整備 65百万円(56百万円)**

「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」を通じ、引き続きIBの導入・活用に関する個別相談対応やイベント等での情報提供等を行うとともに、IBの教育効果等に関する調査研究を行い、その結果を自治体・学校・大学等に情報発信する。

**◆国際バカロレア機構との協力 43百万円(53百万円)**

国際バカロレア機構との協力の下、高校レベル（DP）の一部科目について日本語での授業及び最終試験の受験を可能にし、国内でのIB教育の普及を促進する。

**(4) 新時代の教育のための国際協働 384百万円  
(前年度予算額 412百万円)**

新型コロナウイルス感染症が終息に向かうのを契機に、世界各国はコロナ禍の期間に中断していた人的交流を再開させており、G7やG20教育大臣会合においても、このような動きをさらに加速させることで一致している。このような中、我が国の唯一の同盟国である米国との教育交流の推進、韓国・中国・タイ・インドといった重要国との教職員交流の実施、国際機関との連携により、ポストコロナの時代における教育の国際協働を推進する。

**◆日米教育交流の推進 297百万円(297百万円)**

「教育交流計画に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府の間の協定」に基づき日米教育委員会に資金を拠出し、日本と米国の二国間の教育交流事業「フルブライト奨学金事業」を実施する。

**◆国際交流を通じた教育の質の向上 73百万円(100百万円)**

韓国・中国・タイ・インドとの二国間覚書等に基づく初等中等教職員交流を通じて、相互理解の増進及びお互いの国の教育事情の理解・教職員の資質向上を図る。

**◆国際機関との連携 13百万円(13百万円)**

OECD事業「Education2030」における今後の子供達に求められる知識・態度やそのために必要な教育課程や教員の資質等に関する調査分析事業に参画

し、その成果を我が国の今後の教育施策に生かす。

**(5) 日本型教育の戦略的海外展開 (EDU-Port ニッポン 2.0) 72 百万円**

**(前年度予算額 72 百万円)**

諸外国の首脳や教育大臣等から、知・徳・体のバランスの取れた力を育むことを目指す初等中等教育、質の高い理数科教育・ICT 教育、専修学校等での産業人材の育成など、我が国の教育への高い関心が寄せられている。こうした中、関係省庁、政府系機関、民間企業を含む教育関連機関等が協力して日本型教育の海外展開に取り組むための「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム」を運営する。また、日本型教育の海外展開に関する調査研究を実施する。これらの活動を通じて、日本の教育の国際化など教育の質的向上、相互理解の促進と国際社会への貢献、教育産業等による日本の経済成長への還元を目指す。

**◆官民協働プラットフォームの運営 40 百万円(40 百万円)**

関係府省・機関や教育機関、民間企業等が連携した官民協働プラットフォームの下、事業の方針や戦略を策定するための官民有識者会議の開催、シンポジウム等を通じて関係者間での議論・情報共有、国内外での情報発信、EDU-Port ニッポン応援プロジェクトの採択・支援、事業評価等を実施する。

**◆調査研究事業 20 百万円(20 百万円)**

対象国・地域の教育課題の解決に資する日本の特色ある取組を現地で展開し、それを通じて得られた知見を国内の教育に還元することを目的として行う調査研究を支援する。

**(6) 国内外におけるユネスコ活動の推進 419 百万円**

**(前年度予算額 337 百万円)**

ユネスコへの信託基金の拠出を通じ、日本の知見とユネスコの専門性を生かした事業を国際的に展開し、日本のリーダーシップの発揮及び SDGs 達成への貢献を図る。

国内においても「持続可能な開発のための教育 (ESD)」の優れた取組を一層促進するほか、ユース世代を含めた多様なステークホルダーの知見を結集するプラットフォームの整備等を通じて、国内外のユネスコ活動を戦略的・効果的に推進する。

#### **◆ユネスコ事業への協力 275 百万円 (200 百万円)**

日本の強みとユネスコの専門性のシナジーを期待することのできる事業を中心とした協力を戦略的・重点的に実施することで、ユネスコにおける日本のリーダーシップの発揮を図りつつ、SDGs 達成に向けた国際貢献・協力を進めるため、ユネスコに対し信託基金を拠出する。

- ・教育分野：国連教育変革サミットのフォローアップや「ESD for 2030」の効果的な推進、日本の知見を活かしたコンテンツ作成や能力開発、ネットワーク形成を支援
- ・科学分野：AI、ニューロテクノロジー、海洋、生物多様性、防災等のユネスコ科学関係分野において、日本の豊富な経験や知見を生かしながら、国際的な規範設定、人材育成、普及啓発、ネットワーク構築を支援
- ・ユネスコ「世界の記憶」：デジタル技術の活用も含む記録物の保全・保護等に関する能力開発を支援

#### **◆ユネスコ「世界の記憶」に関する国内推進体制の構築 6 百万円 (6 百万円)**

ユネスコ「世界の記憶」は、世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とし、ユネスコが開始した事業であり、我が国として制度に沿ったよりふさわしい案件をユネスコに推薦するため、ユネスコ「世界の記憶」に対する国民の理解及び機運醸成の促進、並びに申請を検討する機関への支援を行う。

- ・ユネスコ「世界の記憶」の事業趣旨や、記録物を保護・活用することの重要性について国民への幅広い理解促進を図るためのコンテンツの作成
- ・ユネスコ「世界の記憶」登録事業に対し申請を検討している個人・団体を対象とした研修の実施

#### **◆ユネスコ未来共創プラットフォーム 95 百万円 (87 百万円)**

世界や地域の課題解決に資するユネスコ活動の活性化に向けて、SDGs 達成に向けた取組等を進める多様なステークホルダーの知見を得て、国内の多様なユネスコ活動ネットワーク拠点を戦略的に整備する。特に、ユネスコ世界ジオパーク及びユネスコエコパークの定期報告・審査への支援を強化する。また、ユース世代の活動促進のための取組を実施するとともに、国際ネットワーク構築を見据え、本事業の成果の海外発信のための取組を行う。

- ・ユネスコ未来共創プラットフォーム構築・運營業務
- ・国内ユネスコネットワーク拠点（ユネスコスクール、ユネスコ世界ジオパーク、ユネスコエコパーク等）の戦略的整備
- ・次世代ユネスコ国内委員会との連携によるユースフォーラム及び国際ネットワークの構築に資する国際シンポジウムの実施

#### **◆SDGs 達成の担い手育成（ESD）推進事業 44 百万円 (44 百万円)**

学習指導要領（2020 年度以降、本格実施）及び第 4 期教育振興基本計画（本年 6 月に閣議決定）に「持続可能な社会の創り手」育成が明記され、ま

た、国連総会等で採択され、ESD が全ての SDGs 達成に貢献するとされた「ESD for 2030」を踏まえて策定された「第2期 ESD 国内実施計画」においては、多様なステークホルダーの連携による ESD の推進が重視されている。加えて、昨年9月に開催された「国連教育変革サミット」及び本年5月に開催された「G7 教育大臣会合」での議論を踏まえ、ESD 提唱国としてより一層の ESD 推進が求められている。

こうした国内外の動きを踏まえ、SDGs 達成の担い手を育むため、以下のような多様な教育活動を実施・支援し、担い手に必要な資質・能力の向上を図る。

- ・SDGs 実現の視点を組み込んだカリキュラム、教材、地域プロジェクト等の開発及び教育実践
- ・SDGs 達成の中核的な担い手となる教師の資質・能力の向上
- ・民間企業・団体を含む多様なステークホルダーとの協働による SDGs を実現するための人材育成 等

## **(7) OECD 事業への協力 171 百万円** **(前年度予算額 163 百万円)**

世界最大のシンクタンクである OECD が実施する教育政策上重要な課題に関する調査・研究事業への参加を通じ、国際社会における責務を果たすとともに、国内の教育施策に資する知見を得る。

### **◆OECD/CERI 分担金 54 百万円(52 百万円)**

OECD の教育研究革新センター (CERI: Centre for Educational Research and Innovation) における、教育分野のイノベーションを推進するための教育研究事業 (例: 「AI とロボットが教育に与える影響の理解」等) に参加する。

### **◆日本・OECD 事業協力信託基金拠出金 108 百万円(103 百万円)**

教育に関する国際的な調査である「生徒の学習到達度調査 (PISA)」及び世界の教育統計データに関する調査・分析・指標開発を行う「教育インディケータ事業 (INES)」に参加する。

## **(8) 国連大学事業への協力 285 百万円** **(前年度予算額 135 百万円+令和4年度補正予算額 70 百万円)**

国連大学は国連のシンクタンクとして 1975 年に活動を開始した日本に本部を置く唯一の国連機関である。当初より有していた研究機能のほか、2009 年に学位の授与が可能となったことを受けて、修士・博士課程の学生を世界中から受け入れるようになっており、教育機関としての機能も果たしている。

国連との協定に基づく我が国の責務を全うすべく本部施設の計画的な修繕を行うほか、ホスト国として国連大学による事業を支援し、SDGs 達成等に向けた新たな知見の創出に寄与するとともに、国際社会で活躍する地球規模課題解決に資する国内外の人材育成に貢献する。

**◆日本・国際連合大学共同研究事業拠出金 135 百万円(135 百万円)**

○大学院プログラム

国連大学サステナビリティ高等研究所では、修士課程・博士課程(サステナビリティ学)を開講し、国際社会での活躍が期待される学生を養成。また、日本国内の大学との国際連携を推進し、単位互換プログラム等を提供する。

○国際協力プロジェクト

国連大学が日本の学術機関と連携して、両者の強みを生かし、開発途上国における地球規模課題への解決に資する調査研究や試行的社会実装を行う。

○SDGs 推進グローバル人材育成のためのプラットフォーム構築

国連大学がハブとなり、国内の大学が SDGs 推進に関して連携・対話を行うフォーラムを実施する。

**◆国連大学の施設整備 150 百万円(令和 4 年度補正予算額 70 百万円)**

国際連合と我が国との協定に基づき、日本政府は国連大学本部施設の構造的破損の予防・修繕に責任を有する。建設から 30 年以上を経過し老朽化していることを踏まえ、国内外の利用者が安全・安心に利用できる教育研究環境を確保するため、計画的な修繕が必要不可欠である。2022 年 2 月、不具合により運転不能であることが判明した非常用自家発電設備について、建築基準法上の義務を果たすため、必要な設備の更新を着実に進める。

# 高度外国人材子弟の教育環境の整備

令和6年度要求・要望額

205百万円  
(新規)



文部科学省

高度外国人材の呼び込みは、イノベーション創出や地域経済の活性化等の観点から我が国において大きな政策課題となっている。他方、それらの外国人材が日本での勤務を行う際に、その子弟に魅力的な教育環境が整備されていることを求める傾向にあることが明らかになってきている。

これを受け、今後、全国の自治体や学校等へ横展開することを目指し、高度外国人材にとっての魅力的な教育環境となるモデル創出を行う。また、高度外国人材の子弟の教育環境となっている一条校、各種学校、無認可のインターナショナルスクールや大学に関する情報の収集・発信を行う。

## 趣旨

(参考：主な関連政策文書)

- ・対日直接投資促進戦略(2021.6 対日直接投資推進会議決定)
- ・未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ(第二次提言)(2023.4 教育未来創造会議)
- ・外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(2023.6 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)
- ・経済財政運営と改革の基本方針2023(2023.6 閣議決定)

- ・海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン(2023.4 対日直接投資推進会議決定)
- ・教育未来創造会議
- ・新しい資本主義のブランドデザイン及び実行計画・フォローアップ(2023.6 閣議決定)



## 事業内容

### ① 高度外国人材子弟の教育環境整備に係る調査研究事業

高度外国人材にとって魅力的な教育環境整備を行っている自治体、学校やインターナショナルスクール等により、横展開が可能なモデルを創出する。

【委託先：自治体・学校やインターナショナルスクール等(4団体)】【事業期間：3年間】  
【調査研究のテーマ例】

- ・日本語や日本文化を英語で教えるカリキュラムの開発
- ・外国人子弟を受け入れるためのイマージョン教育の在り方に係る実証研究
- ・就学前教育段階での日本語指導カリキュラムの開発
- ・インターナショナルスクールと地域や学校との交流を促進するプログラムの開発

120百万円(新規)

### ② 高度外国人材の子弟を受け入れている学校等や大学の情報の収集・発信

(1) 高度外国人材子弟受入れ先及び好事例の収集・整理……………40百万円

高度外国人材子弟を受け入れている学校等(国際バカロレア等の国際認証を受けているインターナショナルスクールや、教育課程特例によるイマージョン教育等の実施により外国人子弟を多く受け入れている学校など)の運営に係る課題や好事例等の把握のための調査を行う。

【委託先：民間企業(1団体)】【事業期間：2年間】

80百万円(新規)

(2) 高度外国人材の子弟の進学先となり得る国内大学の情報の収集・発信……………40百万円

近年、インターナショナルスクール卒業生が英語で授業を行う国内大学への進学を志向する傾向が高まっていることを踏まえ、英語で学ぶことができるなど、高度外国人材の子弟の進学先となっている国内大学の学科・コース等の情報を収集・発信する。

【委託先：民間企業(1団体)】【事業期間：2年間】

上記に加えて、学校における外国人の子弟の受入れの際に活用可能な既存の事業・制度をパッケージ化し、自治体や学校等における活用を促進する。

# 外国人学校における保健衛生環境整備事業

令和6年度要求・要望額  
(前年度予算額)

24百万円  
26百万円



- 我が国に在留する外国人の子供の数は増加傾向にあり、これら外国人の子供の一部はいわゆる外国人学校において学んでいる。他方、外国人学校の多くは各種学校又は認可外施設であり、保健衛生に係る一条校向けの基準は適用されない。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、外国人学校における保健衛生環境の向上に向けた取組を進めることが求められるようになった。
- これを受け、我が国に在留する全ての子供の健康の確保や外国人との共生社会の実現、国民の安全といった観点から、外国人学校に対して適切な情報発信を行うとともに相談体制を整えることにより、外国人学校における保健衛生環境の向上を図る。

## 趣旨

(参考：主な関連政策文書)

- 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（2023.6 閣議決定）Ⅲ（7）⑥外国人労働者との共生の推進
- 成長戦略等のフォローアップ（2023.6 閣議決定）Ⅱ 3. 「科学技術・イノベーション」関連
- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（2023.6 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定） 施策番号57
- 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（2023.6 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定） 取組45



※出入国在留管理庁「在留外国人統計」より  
文部科学省作成（当該年の6月末時点）

## 外国人学校プラットフォーム事業

22百万円（22百万円）

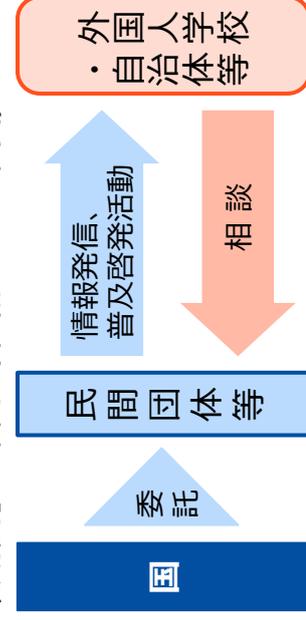
### 【事業内容】

- 外国人学校における保健衛生環境の確保に係る相談窓口の運用、相談対応を通じた実態把握
- 外国人学校向けメールマガジンの発行・ホームページやSNS等を通じた情報発信
- 上記の運営に必要な多言語対応職員の配置、資料の多言語翻訳の実施
- 外国人学校や地方自治体等を含む関係者に向けた普及啓発の実施 等

【実施主体】上記について効果的に実施できる民間団体等

【採択件数】1件 【事業期間】3年間（令和4～6年度）

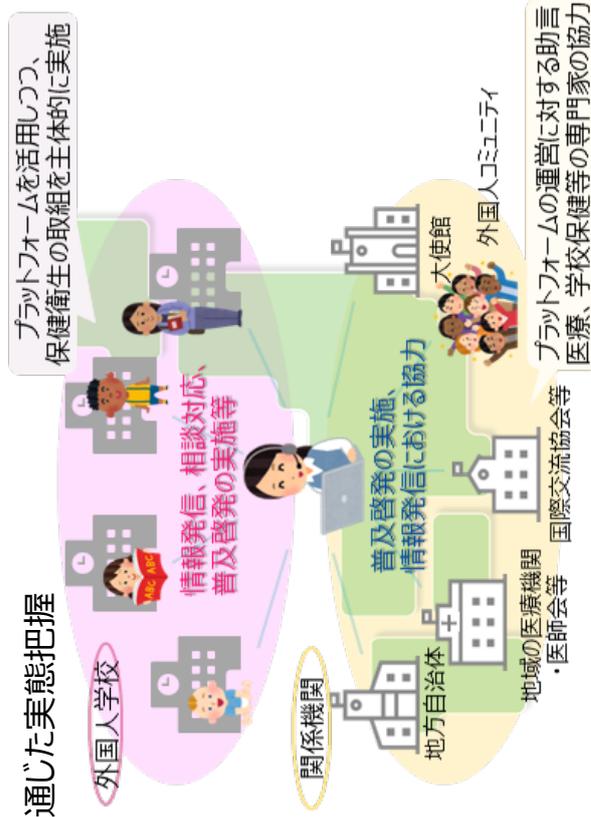
【事業スキーム】



### 期待される成果

- 相談対応等を通じた外国人学校の保健衛生に関する実態の把握
- 外国人学校の保健衛生環境改善のためのノウハウを蓄積
- 地方自治体等の関係者も含めた普及啓発の促進

### 外国人学校の保健衛生環境を向上し、外国人の子供の健康の確保を図る



# 国際バカロレアの推進

令和6年度要求・要望額 110百万円  
(前年度予算額 110百万円)

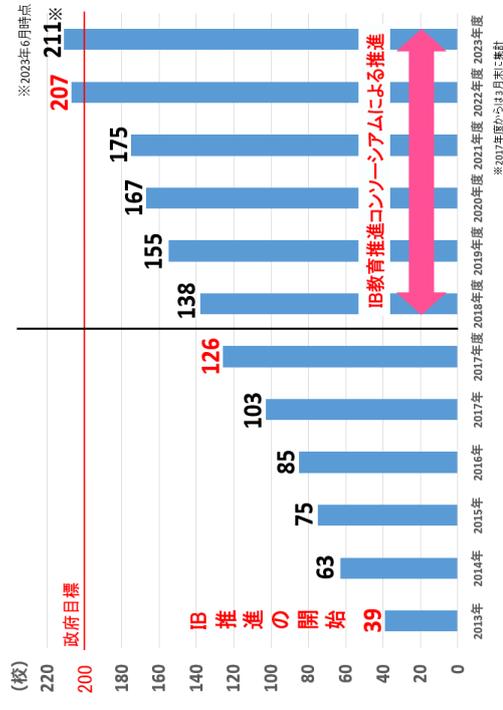


文部科学省

## 趣旨

- 国際バカロレア（IB）とは、探究型のカリキュラムに基づく双方向・協働型授業によって、**グローバル人材を育成**する国際的教育プログラム。IB機構が認定を行っており、世界約160の国・地域の5,600校以上で実施。（2023年6月現在）高校レベルのディプロマ・プログラム（DP）を修了すると、多くの国において大学入学資格を有することとされており、**世界の大学入学選抜で広く活用**されている。
- 我が国では、1979年よりIB機構に拠出をしており、近年、政府として**IB認定校等を200校以上**にする目標を各種政策文書で掲げ、日本語で一部実施可能なプログラムの開発やコンソーシアムの設立など、国内での普及に取り組んできた結果、**2023年3月時点で207校が認定校等となり目標を達成**した。（2023年6月現在211校）
- これを受け、「国際バカロレアの普及促進に向けた検討に係る有識者会議」（2022年度実施）の報告も踏まえ、IB導入の効果等を可視化するための調査研究や好事例等の収集を2023年度から開始しており、2024年度以降、その成果を広く発信することで、**IBの導入や活用の検討を促す**こととする。

## 国際バカロレア認定校等数の推移



## 事業内容

### 事業① 国内推進体制の整備 65百万円（56百万円）

文部科学省IB教育推進コンソーシアムを活用し、国内でのIB教育の普及を促進。

【主な取組】

- IBの教育効果等（卒業後の進路、大学進学後の成績等）に関する調査研究
- IB教育アドバイザーによる自治体・学校・大学等の個別相談対応や取組支援
- 各種イベントやHP等を通じた情報発信や関係者間のネットワーク形成支援
- IB教員の確保・育成・質の向上のための調査研究、イベント等の実施

### 事業② IB機構との協力 43百万円（53百万円）

DPの一部科目について**日本語での授業及び最終試験の受験を可能に（日本語DP）**し、国内でのIB教育の普及を促進。

【IB機構との主な協力】

- 日本語DPの実施に必要な体制の整備
- 日本語DP導入のためのセミナー等の実施
- IBに関するガイドライン・各科目の指導手引等の翻訳

## IB推進の効果

### ①グローバル人材育成

- 幅広い知識の探究スキル、課題発見・解決能力、コミュニケーション能力、**国際的な視野**等を育成

### ②海外への進学拡大

- IB資格を活用（IBスコアの活用、学力試験の免除等）した**海外への進路の多様化**

### ③国内大学の国際化・活性化

- 国内大学の入試でのIBの活用により、**国内外の優秀なIB生を呼び込む**

<関連政策文書>

- 新しい資本主事のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日 閣議決定）
- 第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日 閣議決定）
- 未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）（令和5年4月27日 教育未来創造会議）
- 海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン（令和5年4月26日 対日直接投資推進会議）
- デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日 閣議決定）

# 新時代の教育のための国際協働

令和6年度要求・要望額 384百万円  
(前年度予算額 412百万円)

## 趣旨

新型コロナウイルス感染症が終息に向かうのを契機に、世界各国はコロナ禍の期間に中断していた人的交流を再開させており、G7やG20教育大臣会合においても、このような動きをさらに加速させることで一致している。このような中、我が国の唯一の同盟国である米国との教育交流の推進、韓国・中国・タイ・インドといった重要国との教職員交流の実施、国際機関との連携により、**ポストコロナの時代における教育の国際協働を推進**する。

### ◆日米教育交流の推進 297百万円 (297百万円)

フルブライト交流計画(1979年発効)に基づき、米国と共同で日米間の教育交流事業を実施。  
2022年に70周年を迎えた。毎年100名程度の学生・研究者等を日米相互に派遣する奨学金事業を実施。

▶ 米国との教育交流を通じ、新時代に求められる**優れた人材を育成**するとともに、日米間の**相互理解を増進**。



写真提供：米国大使館

### ◆国際交流を通じた教育の質の向上 73百万円(100百万円)

アジアとの初等中等教職員国際交流事業  
韓国・中国・タイ・インドとの二国間覚書等に基づく初等中等教職員交流を実施。

▶ **相互理解の増進**及び互いの国の**教育事情の理解・教職員の資質を向上**。  
▶ 諸外国との国際協働を促進するとともに、研究・交流の成果を**成果報告会等で広く共有・日本の教育現場で活用**。

### ◆国際機関との連携 13百万円 (13百万円)

▶ 将来の予測が**困難な時代に対応した知識や態度を検討**するとともに、これらを養うことができる**教育課程や教員の資質等を分析**するOECD事業「Education2030」に協力する。

▶ 「知・徳・体」の育成を通じた全人的な人間形成の考え方を紹介するなど**我が国の取組を国際的に発信**。

- 教育交流計画に関するアメリカ合衆国政府と日本政府との間の協定 (1979)
- 日ASEAN友好協力に関するビジョン・ステートメント (2013)
- G7富山・金沢教育大臣会合 富山・金沢宣言 (2023)
- 日本文部科学省とアメリカ合衆国務省との間の教育における協力覚書 (2023)
- 日本文部科学省とインド共和国人的開発省との間の教育分野の協力に関する覚書 (2015)

## 趣旨

・諸外国から、**知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育、質の高い理数科教育・ICT教育、専修学校等での産業人材育成**などの**日本型教育**に、**高い関心**が寄せられている。こうした中、関係府省や国際協力機構 (JICA)、日本貿易振興機構 (JETRO)、教育機関、民間企業等が協力して**日本型教育の海外展開**に取り組むため、「**日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム**」を平成28年より運営。

・これまでアジア地域等において、日本型体育教育や音楽教育、探求型数学教育、保健室制度の導入等を実現。

## 事業概要

### ◆官民協働プラットフォームの運営

- ・方針決定・戦略策定のための官民有識者会議の開催
- ・シンポジウム開催等を通じた情報共有
- ・教育見本市への出展等を通じた情報発信
- ・スクールビジット受入・調整支援
- ・事業評価



### ◆EDU-Portニッポン応援プロジェクトの探沢・支援

- ・文科省からの推薦シター発行、呼称・口使用
- ・現地関係機関との仲介支援
- ・情報発信・交換の機会の提供

### ◆調査研究事業

- ・対象国・地域の教育課題の解決に資する日本の特色ある取組が対象

【参考】R5調査研究内容 (～R6) :

- 「予測困難な時代の学びを保障する学習手法の共有と海外展開に関する調査研究」
- ・経費支援、個別相談、呼称・口使用

## 関連政策文書

教育振興基本計画 (2023.6 閣議決定)、経済財政運営と改革の基本方針2023 (2023.6 閣議決定)、教育未来創造会議 第二次提言 (令和5年4月27日)、「インフラシステム海外展開戦略2025」(令和2年12月)等

## 目指す成果

- ◆日本の教育の国際化など教育の質的向上
  - ・日本の教育がキルガムの国際通用性の向上
  - ・教職員の資質能力向上
  - ・学生/生徒/児童/職業人の資質能力向上
  - ・グローバル人材の育成
  - ・事業展開国からの留学生・研修生の受入れ 等
- ◆相互理解の促進と国際社会への貢献
  - ・各国との関係強化
  - ・持続可能な開発目標 (SDGs) ・持続可能な開発のための教育 (ESD) への貢献

【参考】平成28年度から令和4年度の実績

- 事業を合計151か国・地域において、94件実施
- 日本側の教員、職員、児童・生徒等の参加人数 31,000人
- 相手国の教員、職員、児童等の参加人数が185,000人を超える

- ◆日本の経済成長への還元
  - ・日本の教育関連企業の海外進出や事業拡大
  - ・海外進出日系企業のニーズに即した人材育成

# 国内外におけるユネスコ活動の推進

令和6年度要求・要望額 419百万円  
(前年度予算額 337百万円)

○戦後、日本が初めて加盟した国際機関であるユネスコとは**長く緊密なパートナーシップ**を形成。近年ユネスコでは、AIやニューロテクノロジー等、先端・新興技術の国際的なルール作りや倫理規範設定の議論が活発化しており、米国は2023年7月にユネスコに再加盟。また、本年は**2030年のSDGs達成の中間年**であり、日本としても、**米国をはじめとする同志国と一層連携を強化**して対応するとともに、**信託基金等を通じて、ユネスコにおける日本のリーダーシップを発揮**していくことが必要。

○国内においては、**ユネスコ活動の多様なステークホルダーを結集**し、日本の強みとユネスコの専門性を組み合わせた取組を重点的に実施するとともに、**海外との連携強化**を図ることで、国内外のユネスコ活動を**戦略的かつ効果的に推進**。

**信託基金を通じたユネスコ事業への協力～日本のリーダーシップの発揮とSDGs達成への貢献～ 275百万円(200百万円)**

信託基金協力事業の実施を通じ、日本の強みを生かした事業を戦略的・重点的に推進する。ユネスコにおける日本のリーダーシップ発揮を図るとともに、重要施策において一層主導的な立場を確保しつつ、SDGs達成に向けた**国際貢献・協力**を進める。

**アジア太平洋地域等における教育・科学分野での戦略的・重点的支援**

## ○開発途上国への教育協力事業

(アジア太平洋教育協力信託基金拠出金) 40百万円 (40百万円)

我が国の知見・経験とユネスコの専門性を生かした教育協力を行い、域内の国々との関係をさらに強化しつつ、教育を通じたSDGsの実現へ貢献。

## ○ユネスコ地球規模の課題の解決のための科学事業信託基金

拠出金117百万円(42百万円)

我が国の科学分野における豊富な知見・経験を生かしながら、海洋、防災、生物多様性、AI、ニューロテクノロジー等のユネスコが実施する科学事業への支援を通じて、SDGsの実現へ貢献。

## ユネスコ「世界の記憶」に関する

### 国内推進体制の構築

6百万円(6百万円)

ユネスコ「世界の記憶」の国際登録の申請が再開されたことを受けて、我が国としてふさわしい案件の選定を進めるために、「世界の記憶」の事業趣旨や、記録物を保護・活用することの重要性について、**国民の理解促進と機運醸成**を図る。

- ✓ ウェブサイト(文科省ウェブサイトを含む)やSNS等を活用した広報
- ✓ 国内申請を検討している個人・団体に対する研修の実施等

**我が国の主導的立場確保に資するユネスコ重点分野・課題への貢献**

## ○OSDGs実現のための教育プログラム戦略的支援信託基金拠出金

70百万円 (70百万円)

SDGsの実現に向けて、国連システムにおけるSDG4(教育)の主導機関であるユネスコが実施する教育事業への戦略的支援を実施(①SDG4支援、②「ESD for 2030」に係る政策形成支援)。

## ○ユネスコ「世界の記憶」協力事業信託基金拠出金

48百万円 (48百万円)

記録物の保護・保全等に関する能力開発のためのワークショップ開催や地域の実情に応じた記録物の保護等のための技術的な支援を実施。

## ユネスコ未来共創プラットフォーム

95百万円 (87百万円)

世界や地域の課題解決に資するユネスコ活動の活性化に向けて、国内の多様なユネスコ活動ネットワーク拠点を戦略的に整備する。あわせて国際の場で発信できるユネスコの育成及び国際ネットワークの構築に必要な事業成果の海外発信を行う。

- ✓ ユネスコ未来共創プラットフォーム事務局の構築・運営
- ✓ 国内ユネスコネットワーク拠点(ユネスコスクール、ユネスコ世界ジオパーク、ユネスコエコパーク等)の戦略的整備
- ✓ ユースフォーラム及び国際シンポジウムの実施

## SDGs達成の担い手育成

### (ESD) 推進事業

44百万円 (44百万円)

国内外で高まるESDのニーズを踏まえ、SDGs達成の担い手を育む多様な教育活動を実施・支援し、**SDGs達成の担い手に必要な資質・能力の向上**を図る。

- ✓ カリキュラム等の開発・実践
- ✓ 教師教育の推進
- ✓ 多様なステークホルダーとの協働による人材育成

**我が国の影響力・プレゼンス向上を図るとともに、SDGs達成に向けた貢献を果たす**



# 国際連合大学の施設整備

令和6年度要求・要望額  
(令和4年度補正予算額(第2号))

150百万円  
70百万円)



文部科学省

## 趣旨

- ✓ 国連大学は、国連のシンクタンクとして1975年に活動開始した日本に本部を置く唯一の国連機関。当初より有していた研究機能のほか、2009年に学位の授与が可能となったことを受けて、修士・博士課程の学生を世界中から受けるようになっており、教育機関としての機能も果たしている。
- ✓ 本部施設は、国際連合と日本国との協定に基づき、文部省(当時)が1992年に建設し無償で供用している国有財産であり、日本政府がその構造的破損の予防・修繕に責任を有する。
- ✓ 竣工後30年以上が経過し施設の既存不適格や老朽化が進行していることから、その修繕・改修が必要である。



国際連合大学本部施設

## 事業内容

### 非常用自家発電設備の更新（要求額：150百万円）

- 2022年2月の消防用設備点検にて、不具合により運転不能であることが判明した。
- 建築基準法において必要な設備の予備電源の設置が義務付けられているため、早急な更新が必要。また、国連大学本部には世界12か国13の研究所等をつなぐサーバーがあり、電源が喪失した場合、国連機関の業務に甚大な被害が及ぶ可能性がある。
- 現在の発電機は部品の製造が終了しており、交換部品がないため修理することが困難であり、必要な水準を満たした発電機を新たに更新する必要がある。



非常時に備える大型の自家発電機

### 建築基準法

第34条 高さ三十一メートルをこえる建築物には、**非常用の昇降機**を設けなければならない。

第35条 階数が三以上である建築物、（中略）については、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓せん、スプリンクラー、貯水槽そつその他の消火設備、**排煙設備、非常用の照明装置**及び進入口並びに敷地内の避難上及び消火上必要な通路は、政令で定める技術的基準に従つて、避難上及び消火上支障がないようにしなければならない。

※上記設備について、建築基準法施行令によって、**予備電源の設置が義務付けられている**。

## 期待される成果

- ▶ 我が国に本部を有する唯一の国連機関である国連大学に対し、必要な本部施設の整備を通じて、国際連合との協定上の日本政府の責任を果たす。
- ▶ 国内外の利用者に安全・安心な教育研究環境を提供し、国連大学が国連システムのシンクタンクとしての役割を果たす上での必要な環境を整備する。